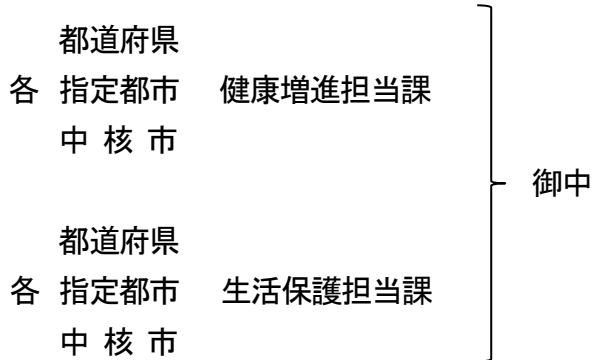


事務連絡
令和6年1月25日



厚生労働省
健康・生活衛生局健康課
社会・援護局保護課

令和6年度以降に実施した被保護者の特定健康診査に相当する
健康診査情報等の収集について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号。以下「改正法」という。）第8条の規定により、生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部が改正され、医療扶助による医療の給付を受ける場合の資格確認方法として、電子資格確認（オンライン資格確認）等により確認を受けること等の規定が設けられ、令和5年11月29日に公布された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第339号）により、令和6年3月1日から施行されることとなります。

改正法による改正後の生活保護法第80条の4の規定により、保護の実施機関は、レセプト情報のほか、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2第4号に規定する健康診査（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者に対する健康診査に限る。）に関する情報（以下「被保護者に係る健診情報等」という。）の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金に委託することができることとされ、これにより、医療保険の被保険者と同様

に、被保護者がマイナポータルで自身の健診情報等を閲覧することが可能となるとともに、医療機関等で被保護者の同意の下、被保護者の医療情報や健診情報等を確認することが可能となります。

加えて、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和6年厚生労働省令第4号）により、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第5条第1項第3号が創設され、被保護者に係る健診情報等が「医療保険等関連情報」に加えられ、NDBIに収載可能となります。

生活保護法第55条の8第1項に規定する被保護者健康管理支援事業の実施に当たっては、被保護者に係る健診情報等を活用することが有用であることから、同条第2項により、福祉事務所等が市町村に対し、個別同意等を要することなく当該情報の提供を求めることができるとされているほか、自治体の生活保護システム及び健康管理システムについては令和7年度末までに標準仕様書に適合した標準準拠システムに移行することを目指すこととされていることも踏まえ、保護の実施機関と衛生主管部局で連携を密にしつつ、情報の収集等を行っていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては管内市区町村（指定都市・中核市を除く。）へ周知していただきますよう、重ねてお願いいたします。